笠岡市勤労者融資要綱

昭和42年9月25日

訓令第4号

(目的)

第1条　この要綱は，笠岡市内に居住又は勤務する勤労者に対し，生活資金を貸付けすることについて，必要な事項を定めることを目的とする。

(預託金の額)

第2条　市は，融資資金として，毎年度予算の範囲内で一定額を中国労働金庫(以下「労働金庫」という。)に預金するものとする。

(融資の限度，期間及び利率)

第3条　融資金額は1口150万円以内とし，貸付期間は60箇月以内，貸付利率は年7.2パーセント以内とする。ただし，融資を受けた者が勤務先の事情により返済金の減額を申請し，労働金庫において認められた場合は，さらに60箇月の範囲で貸付期間を延長することができる。

(融資の方法)

第4条　融資は，労働金庫が笠岡市長との契約に基づき，市が預金した額の4倍を限度としてこれを行う。

(融資の対象)

第5条　融資の対象は，市内に1箇年以上引き続き居住し，又は勤務し，経済的に緊急資金を要する次の該当者とする。

(1)　本人の負傷，疾病等により多額の出資を要する場合

(2)　扶養親族の死傷，疾病等により多額の出費を必要とする場合

(3)　災害により著しく損害を受け，多額の出費を要する場合

(4)　本人又は扶養親族の出産及び婚姻により多額の出費を要する場合

(5)　その他特に必要と認めた場合

(目的以外の使用禁止)

第6条　資金は，前条の目的以外に使用してはならない。

(手続)

第7条　融資を受けようとする者は，所定の借入申込書を提出し，労働金庫が定める保証機関の保証を付さなければならない。

第8条　削除

(返済方法)

第9条　資金の返済は，借入れの翌月から分割払いとする。ただし，全部又は一部を繰り上げて返済することができる。

(再度融資の禁止)

第10条　債務者が資金を完済しない間は，いかなる理由があっても再度の融資は行わない。

(取扱い)

第11条　市は，労働金庫と契約を結び融資の取扱いをさせる。

附　則

この要綱は，公布の日から施行する。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この要綱の施行の際，現に改正前の第７条に規定する保証人になっている者に係る改正前の第８条に規定する保証人の責任については，なお従前の例による。